

No more! 墜落・転落災害 @建設現場

「建設業における墜落・転落災害防止対策強化キャンペーン」

群馬県内での建設業における墜落・転落による死亡災害は、平成25年から平成30年4月までに15件発生し、死亡災害の53.6%を占めており憂慮すべき状況です。

墜落・転落した箇所は、屋根・梁等が7件、はしご・脚立、建築物・構築物がそれぞれ3件、足場が2件となっています。

屋根からの墜落では、7件中5件が踏み抜きであり、歩み板等の設置を行っていれば防げた災害です。

各現場において、「建設業における墜落・転落災害防止対策強化キャンペーン」を展開し、全員参加の取組を推進しましょう。

【建設業における労働災害の発生状況(全国)】

図1 死亡災害の事故の型別内訳(平成29年)

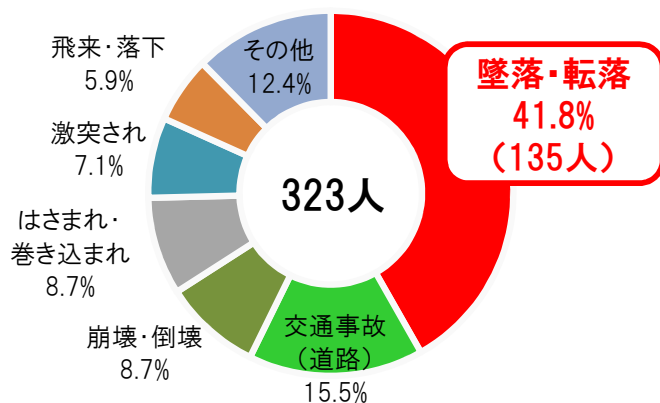
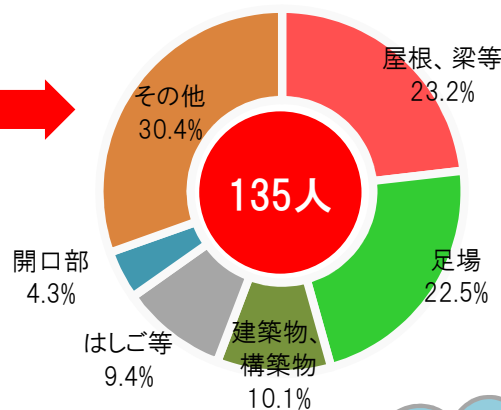


図2 墜落・転落災害の発生箇所(平成29年)



建設現場では、a～iの実施事項(基本事項)を要確認

<input type="checkbox"/>	a. 作業床の設置	高さ2m以上の高所作業においては、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けましょう。
<input type="checkbox"/>	b. 手すり等の設置	高さ2m以上の作業床の端、開口部等には、手すり、囲い等を設けましょう。
<input type="checkbox"/>	c. 安全帯の使用	梁上の作業など作業床や手すり等の設置が困難なとき、荷の揚げ降ろし等で手すり等を一時的に開放するときは、安全帯を使用させましょう。
<input type="checkbox"/>	d. 踏み抜き防止措置	スレート屋根等の上での作業では、歩み板、防網等を設けましょう。
<input type="checkbox"/>	e. 足場からの墜落防止措置	足場(一側足場を除く)には、足場の種類に応じて、手すり、中さん等の墜落防止措置を講じましょう。
<input type="checkbox"/>	f. 足場の点検の実施	毎日の作業の開始前や足場の組立て、変更時には、事前に足場の安全点検を実施しましょう。
<input type="checkbox"/>	g. 作業主任者の選任	高さ5m以上の足場の組立て・解体等の作業を行うときは、作業主任者を選任しましょう。
<input type="checkbox"/>	h. 特別教育の実施	足場の組立て・解体等の作業に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し特別教育を実施しましょう。
<input type="checkbox"/>	i. 安全衛生教育	労働者を雇い入れたときは、安全帯の不使用など不安全行動が生じないよう、墜落・転落防止のための教育を行いましょう。

それぞれの事項を確認して、□にチェック! ※裏面も参照してください。



墜落・転落災害防止の更なる取組を!!

墜落・転落災害を防止するためには、法令に定める措置(表面に記載した a~i の基本事項)を講ずるだけでなく、より安全な作業環境を形成していくことが重要です。

「墜落・転落災害防止対策強化キャンペーン」を契機として、以下に示す取組も進めていきましょう。

本足場を設置していても「より安全な措置」等に取り組みましょう

安全性が高い本足場であっても、墜落・転落災害は少なからず発生しています。

災害の例としては、①荷の上げ下ろしのために足場に一時的な開口部を設けたところ、そこから墜落した、②筋交いの隙間や中さんの下方から身を乗り出した際に墜落した、③足場の組立・解体時に、手すり等のない足場最上部から墜落した、など多岐にわたっています。

本足場を設置することで、高所作業の安全性は高まりますが、それだけでは完全に墜落・転落災害を防止することはできません。このため、厚生労働省では、**足場からの墜落・転落災害の防止のための「より安全な措置」等として、以下の3点を推奨しています。**

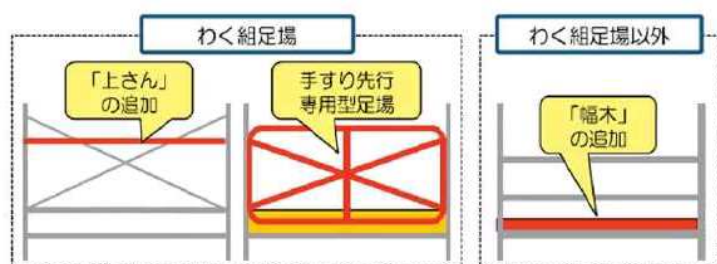
1: 上さん・幅木などの設置

○わく組足場の場合

- ・法定の措置に加え「上さん」を設置すること。
- ・「手すり先行専用型足場」を設置すること。

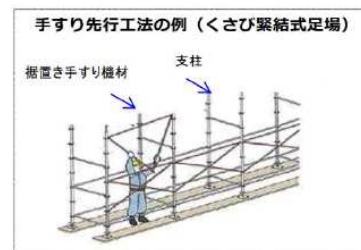
○わく組足場以外の足場の場合

- ・法定の措置に加え「幅木」を設置すること。



2: 手すり先行工法、及び「働きやすい安心感のある足場の採用

「手すり先行工法等に関するガイドライン」※に基づいた手すり先行工法による足場の組立等を行うとともに、働きやすい安心感のある足場を設置すること。※厚生労働省ホームページに掲載。



3: 足場等の安全点検の確実な実施

足場の組立て・変更時等の点検は、十分な知識・経験がある者によって、チェックリスト※に基づいて行うこと。

※厚労省ホームページに掲載「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱(別添:「より安全な措置」等について)」
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeniseibu/0000088456.pdf>

その他(はしご・脚立、屋根の上など)の防止対策もご確認ください

はしご・脚立等からの墜落・転落災害防止対策

はしご、脚立等からの墜落・転落災害は、特に高齢者で多くなっています。はしごからの墜落・転落災害の防止は、**はしごと地面の角度が75°となるように、はしごを上方で固定することが安全使用の基本**となります。※詳細は、厚労省ホームページに掲載の資料「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう!」参照(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/170322-1.pdf>)。

屋根の上などでの墜落・転落災害防止対策

狭い敷地等にある家屋の屋根上における作業等では、足場の設置が困難な場合があります。このような作業では、**親綱を屋根下方から張り、屋根上で安全帯を使用できるようにする**ことで墜落・転落災害の防止を図ることができます。

※詳細は、厚労省ホームページに掲載の資料「墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル」を参照(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/140526-1-0.pdf>)。